

I. 事実の概要

5 甲は午後11時頃、三重県所在の飯場において日頃から恨みに思っていたAの頭部を洗面器の底や皮バンド等で滅多打ちにし、内因性高圧性橋脳内出血を起こさせ、その結果意識不明の状態に陥らせた。その後、甲はAを大阪市住之江区南港所在の建築会社の資材置き場に車で運び、同所に放置して立ち去った。

その後、深夜0時頃、日頃から痛めつけてやりたいと思っていたAが倒れているのを見つけた10 乙は角材をもちいてAの頭部を数回振り下ろす形で殴打して立ち去った。そして、午前1時頃、Aは内因性高圧性橋脳内出血により死亡した。なお、乙の行為は既に発生していた脳出血を拡大させ、幾分か死期を早める程度であった。

甲及び乙の罪責を検討せよ。

15 II. 問題の所在

傷害致死罪(205条)における実行行為と結果の間の因果関係が認められるかの判断が問題となる。

III. 学説の状況

20 A説(条件説)

条件関係があれば因果関係を認めることができるとする見解¹。

B説(相当因果関係説)

条件関係に加え、追加的・付加的な限定要件として、実行行為から構成要件の結果が発生することが一般的にありうること、その関係が異常・不相当なものではないことが必要であるとする見解²。

25

B-1説(主観説)

現実に存在する事情のうち、行為者本人が現に認識した事情および本人に認識し得た事情のみ30を考慮する見解³。

B-2説(客観説)

¹ 山口厚『刑法[第3版]』(有斐閣,2017年)31頁。

² 同上。

³ 井田良『講義刑法学・総論[第2版]』(有斐閣,2018年)134頁。

行為が行われた後に加わった事情については一般人にとり予見可能であった事情のみを考慮するが、行為当時に存在した事情については、普通の人に認識できるかどうかに関わらず、客観的に存在したすべての事情を基礎とすべきとする見解⁴。

B-3 説(折衷説)

- 5 現実に存在した事情のうち、行為の時点において行為者が認識していた事情のほか、一般人が認識可能であった事情も加えて相当性判断にあたり考慮すべきとする見解⁵。

C 説(危険の現実化説)

条件関係の存在を前提として、実行行為の危険性が結果として現実化したといえる場合に、因果関係が認められるとする見解⁶。

10

IV. 判例

最高裁平成2年11月20日判事1368号153頁。

[事案の概要]

- 15 被告人が、洗面器や皮バンドで被害者の頭部等を多数回殴打する(第一行為)などの暴行を加えた結果、脳出血を発生させ意識消失状態に陥らせた後、被害者を自動車で運搬し、深夜の資材置き場に放置して立ち去ったところ、うつ伏せの状態で倒れていた被害者が、生存中さらには何者かによって角材で頭頂部を数回殴打され(第二行為)、翌日未明、死亡するに至った。被害者の死因は脳出血であるが、これは第一行為により形成されたものであり、第二行為はすでに発生していた脳出血を拡大させ、幾分か死期を早める影響を与えるものであった。
- 20 た。

[判旨]

- 「犯人の暴行により被害者の死因となった傷害が形成された場合には、仮にその後第三者により加えられた暴行によって死期が早められたとしても、犯人の暴行と被害者の死亡との間の因果関係を肯定することができ、本件において傷害致死罪の成立を認めた原判断は正当である。」
- 25

[引用の趣旨]

本問と酷似している事案であるから。

V. 学説の検討

⁴ 井田良『講義刑法学・総論[第2版]』(有斐閣,2018年)134頁。

⁵ 同上。

⁶ 山口厚『刑法総論[第3版]』(有斐閣,2018年)60頁。

A説について

偶然的な結果まで刑法上の因果関係を認めることになり、範囲が広がりすぎるため、不適當である。

よって検察側はA説を採用しない。

5 B-1説について

因果関係が認められる範囲が狭すぎる。

よって検察側はB-1説を採用しない。

B-2説について

10 因果関係が認められる範囲が広がりすぎ、結論的に条件説とほとんど変わらない。また、行為75時と行為後で判断基礎事情の基準を区別する根拠が明らかでない。

よって検察側はB-2説を採用しない。

B-3説について

行為者の認識を考慮することは、客観的な因果関係の問題と主観的な責任の問題とを混同している。

15 よって検察側はB-3説を採用しない。

C説について

20 本件と類似する判例も本説を採用している。また、本説は、実行行為の危険性が結果へと現実85化したか否かを基準とするため、行為後の事情についての判断構造が不明確であり、介在事情の異常性によって判断が左右されてしまうという相当因果関係説の問題点を修正している。よって検察側はC説を採用する。

IV. 本問の検討

第1 甲の罪責

25 1. 甲がAの頭部を滅多打ちにした行為につき、傷害致死罪(刑法204条、205条)が成立するか。

2. 「傷害」とは、人の生理的機能を害することをいうところ、本件において、甲はAの頭部を洗面器の底や革バンドで滅多打ちにし、生理的機能を害する行為を行っているため、甲はAを「傷害」しているといえる。

3. 結果、Aは死亡している。

30 4.(1) 因果関係は、条件関係を前提に、行為の危険が現実化したかどうかで判断する。

そして、かかる危険の判断においては、介在事情の異常性と結果への寄与度を考慮する。

(2) 本件において、介在事情は、倒れているAを乙が角材で頭部を殴打するという者であり、第三者が意識不明のけが人をさらに殴打することは通常起こりえる事態とは

言えず、介在事情の異常性は高い。しかし、既にAは甲の暴行によって内因性高圧性橋脳内出血が起こっており、放っておいても死亡する状態であった。実際に、乙の暴行は、既に発生した脳出血を拡大させ、幾分か死期を早める程度のものであり、乙の行為の結果への寄与度は高いとは言えず、介在事情の結果への寄与度は低いと言える。

5

(3) 以上から、介在事情がなくても結果は発生したと言え、甲の行為の危険が現実化したと言え、因果関係は認められる。

5. 構成要件の故意(以下、故意)とは、構成要件該当事実の認識、認容をいい、結果的加重犯においては、その基本犯たる構成要件該当事実の認識、認容で足りる。本件におい

10 て、甲は傷害罪の基本犯たる暴行について構成要件該当事実の認識、認容をしているため、故意は認められる。

6. よって、甲には傷害致死罪が成立する。

第2. 乙の罪責

1. 乙が甲の頭部を殴打した行為につき、傷害致死罪(204条、205条)が成立するか。

15 2. 「傷害」とは上記をいうところ、角材で頭部を殴打する行為によってAは脳出血が拡大しており、生理的機能が害されている。そのため、乙の行為は「傷害」にあたる。

3. 結果、Aは死亡している。

4. 因果関係とは上記をいうところ、頭部という人体の枢要部を殴打する行為は、Aの脳出血を発生させる危険を有する行為であり、その危険が、実際にAに既に起きていた脳内出血を
20 拡大させ、死という結果へと現実化している。よって因果関係は認められる。

5. 故意とは上記をいうところ、乙には傷害の基本犯たる暴行についての認識、認容があるため認められる。

6. よって、乙には傷害致死罪が成立する。

25 VII. 結論

甲の行為と乙の行為にそれぞれ傷害致死罪(204条、205条)が成立し、甲、乙はそれぞれその罪責を負う。

以上